

給水装置工事に係る説明会

令和 8 年 1 月

広島県水道広域連合企業団



- 1 広島県水道広域連合企業団について
- 2 給水装置工事施工基準について
- 3 給水装置工事施工基準の概要について
- 4 手数料について
- 5 修繕区分について
- 6 その他
- 7 質疑応答

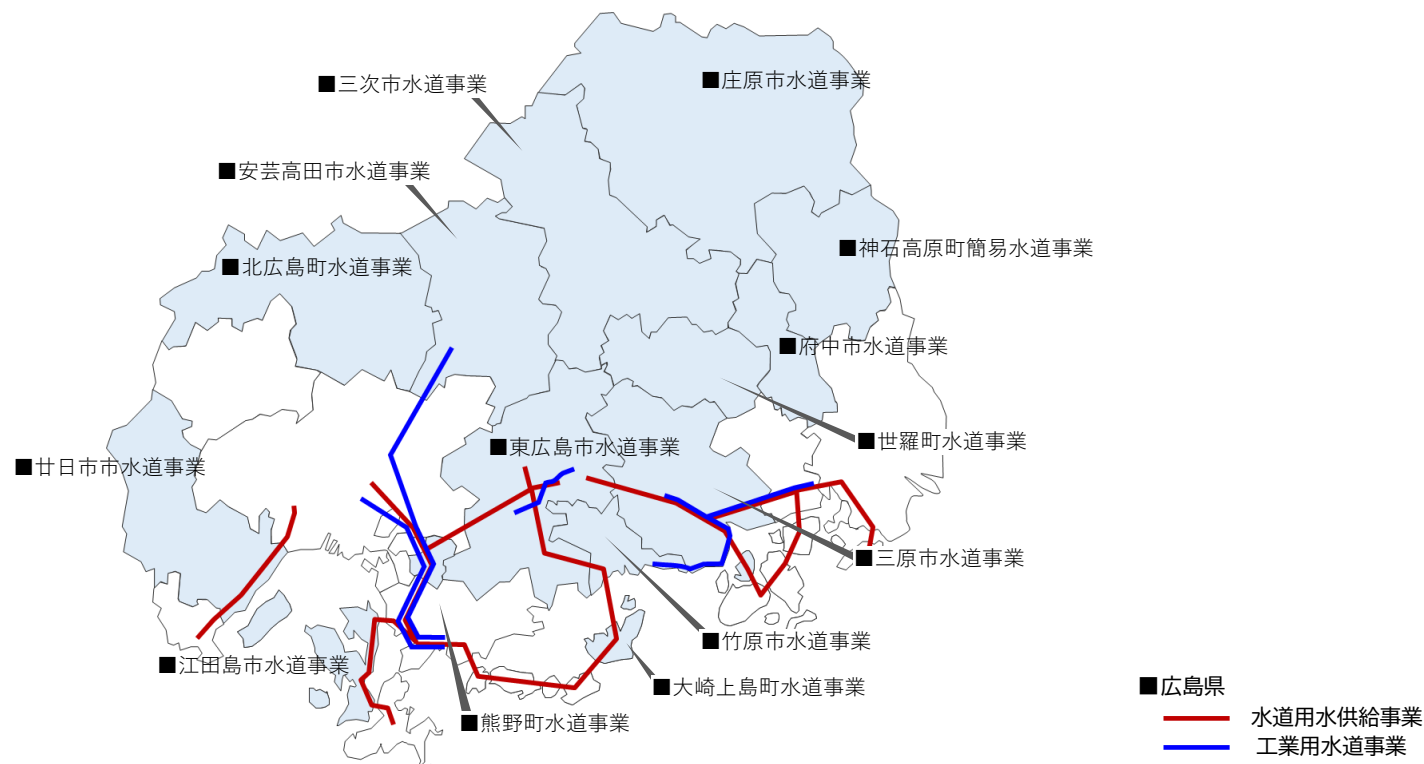
1 広島県水道広域連合企業団について

1 広島県水道広域連合企業団について



(1)概況

- 広島県水道広域連合企業団（以下「水道企業団」という。）は、県と14市町（以下「構成団体」という。）が、水道事業、水道用水供給事業、工業用水道事業を共同で経営することを目的に設立した特別地方公共団体
- 令和5年4月から事業を開始している



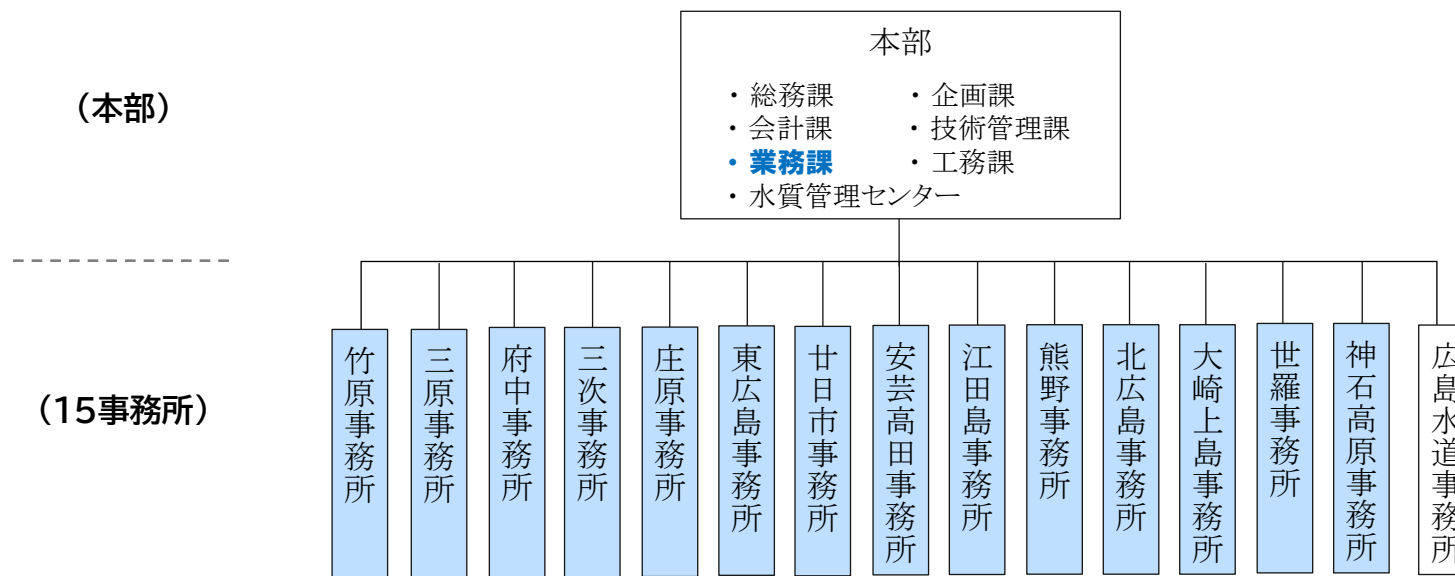
1 広島県水道広域連合企業団について



(2)組織体制及び執行

- 水道企業団の組織体制は、本部と15事務所で構成している
- 指定給水装置工事事業者（以下、「指定業者」という。）の指定・取消、更新などに係る業務は本部で実施
- 給水装置工事の受付、審査、工事立会、完了検査は広島水道事務所を除く各事務所で実施

【組織体制】



1 広島県水道広域連合企業団について



(3) スケジュール

- 指定業者に係る業務は、引き続き、令和8年度以降も本部で統一運用
- 給水装置工事施工基準（以下、「施工基準」という。）や手数料（設計審査、工事検査）は、令和8年度から、統一運用を開始

【スケジュール】

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度～
指定業者の業務	本部（業務課）：統一による運用			
施工基準・手数料	市町事務所：各事務所の制度による運用			統一による運用

2 給水装置工事施工基準について

2 給水装置工事施工基準について



- 給水装置工事は、「広島県水道広域連合企業団の給水及び水道用水事業の供給に関する条例」（以下、「給水条例」という。）に基づき、水道企業団が指定した指定業者が施行する。
- 給水装置工事の施行は、水道法及び給水条例などの関係法令に準拠しなければならない。
- 施行に際しては、給水装置の適正な確保を目的とした施工基準に従い施行しなければならない。
- 水道企業団は、これまで、14の事務所が定めていた施工基準等により運用していたが、令和8年4月から統一運用を開始する。

3 給水装置工事施工基準の概要について

施工基準の構成

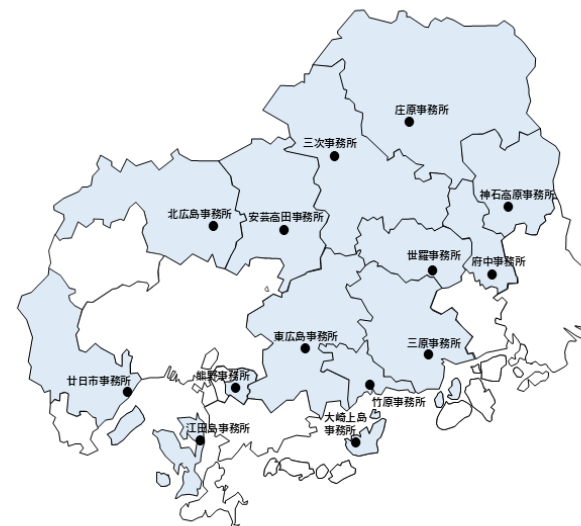
- (1) 第Ⅰ章 総則
- (2) 第Ⅱ章 給水装置の構造及び材質
- (3) 第Ⅲ章 給水装置工事の手続き
- (4) 第Ⅳ章 給水装置工事の設計
- (5) 第Ⅴ章 給水装置工事の施工
- (6) 第Ⅵ章 図面作成
- (7) 第Ⅶ章 設計審査及び工事検査
- (8) 第Ⅷ章 維持管理
- (9) 第Ⅸ章 参考

3 給水装置工事施工基準の概要



(1) 第I章 総則

- 「施工基準の目的」、「適用の範囲」、「用語の定義」、「給水装置工事の種別」、「指定事業者の遵守事項」、「主任技術者の職務」等を明記
- 給水装置工事を施行する際には、関係法令の遵守及び指定給水装置工事事業者制度の再認識が必要
- 給水装置工事の審査・検査等の手続きは、
水道企業団を構成する14事務所が所管する。
(右図参照)



3 給水装置工事施工基準の概要

(2) 第Ⅱ章 給水装置の構造及び材質

- 給水装置工事を施行する上で、給水装置の構造及び材質の基準に適合させることが重要
- 確認方法の種類：「第三者認証品」、「JIS規格品」、「自己認証品」

第三者認証機関と認証マーク

第三者認証機関	審査内容		認証マーク
(社) 日本水道協会	品質認証センター	性能基準の適合 (基本基準)	
		日水協規格の適合 (特別基準)	
	検査部	JIS規格、日水協規格等の適合	 又は 

JIS規格品のマーク

JIS規格（水道用）の場合	
---------------	---

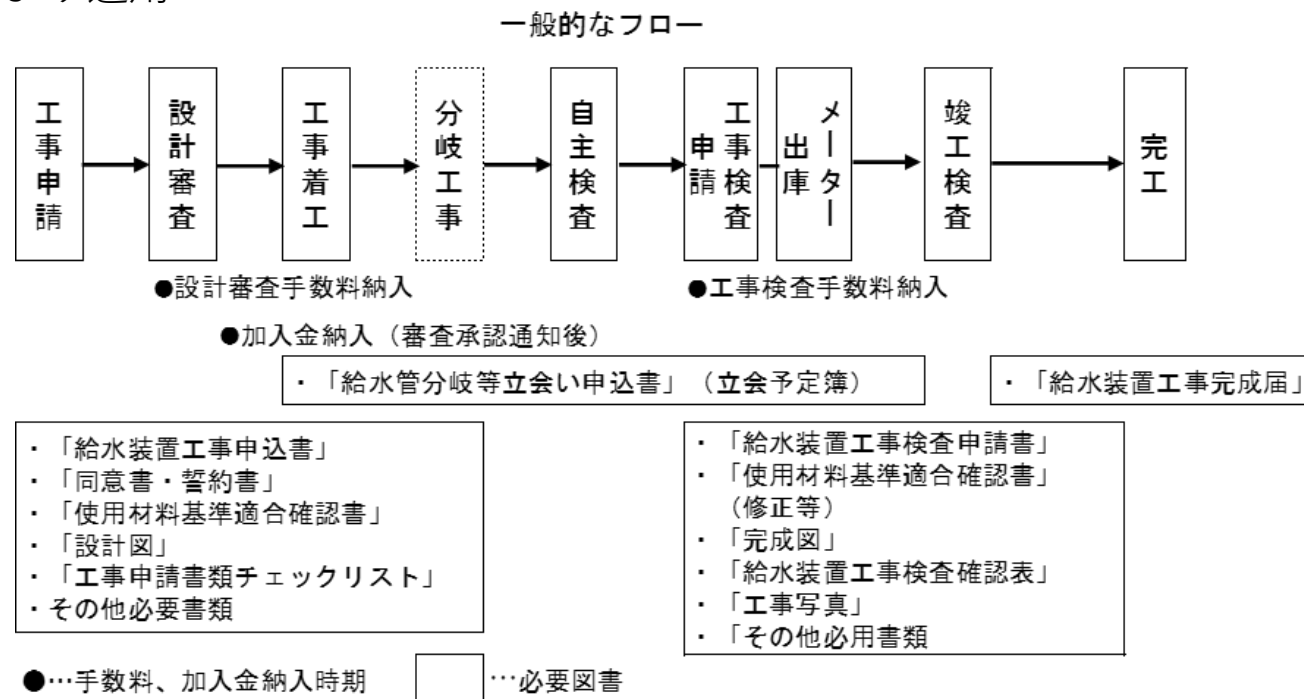
第三者認証機関	審査内容	認証マーク
(財) 日本燃焼機器検査協会	性能基準の適合	
(財) 電気安全環境研究所	性能基準の適合	
(財) 日本ガス機器検査協会	性能基準の適合	
(株) UL Japan	性能基準の適合	

3 給水装置工事施工基準の概要



(3) 第Ⅲ章 給水装置工事の手続き

- 給水装置工事に必要な「給水装置工事申込書」等の統一様式として定め、14事務所共通の様式により運用



- 手数料及び加入金については、給水条例に規定された金額を納付する。
但し、納付時期等については、当該事務所の指示に従う。

3 給水装置工事施工基準の概要



(4) 第IV章 給水装置工事の設計

- 給水装置工事の「基本調査」、「給水方式の決定」、「給水管口径の決定」、「給水管の配管」、「止水栓の取扱い」、「メーターの設置基準」、「水の安全性」、「特殊器具装置に関する取扱い」を説明し、分岐部からメーターまでの指定材料及び工法（分岐）について、標準配管図を示し説明。
- メーター下流側に逆止弁を設置する。（口径50mm以上は、ストップバルブ等逆止機能を有する器具）
- ポリエチレン二層管の継手は、金属製継手とし、コア打込み型（JWWA B116）又は、同等の引張強度を有するコア一体型とするが、耐震性能強化型（WSA B規格）を推奨する。

3 給水装置工事施工基準の概要



- 表中以外の分岐方法については、別途協議とし、企業長が別に分岐方法を指示する場合がある。

給水管（管種、口径） 被分岐管（管種、口径）		水道用ポリエチレン二層管					水道配水用ポリエチレン管		ダクトイル 鋳鉄管GX形
		20mm	25mm	30	40	50	50mm	75mm	75mm以上
鋳鉄管※ ¹	75mm以上	サドル付分水栓	サドル付分水栓	サドル付分水栓	サドル付分水栓	サドル付分水栓	不断水割T字管 サドル付分水栓	不断水割T字管	不断水割T字管※ ⁸ 二受T字管※ ⁹
水道配水用 ポリエチレン管	50mm	サドル付分水栓	サドル付分水栓	サドル付分水栓	チーズ※ ⁷	不断水割T字管	不断水割T字管	—	—
	75mm以上	サドル付分水栓	サドル付分水栓	サドル付分水栓	サドル付分水栓	サドル付分水栓	不断水割T字管 サドル付分水栓 EFサドル	不断水割T字管	不断水割T字管
水道用ポリエチレ ン二層管	25mm・30mm	チーズ※ ⁴	チーズ※ ⁴	チーズ※ ⁴	—	—	—	—	—
	40	サドル付分水栓	チーズ※ ⁴	チーズ※ ⁴	チーズ※ ⁴	—	—	—	—
	50mm	サドル付分水栓	サドル付分水栓	チーズ※ ⁴	チーズ※ ⁴	チーズ※ ⁴	—	—	—
ビニル管※ ²	25mm・30mm	チーズ※ ⁵	チーズ※ ⁵	チーズ※ ⁵	—	—	—	—	—
	40mm	サドル付分水栓	サドル付分水栓	チーズ※ ⁵	チーズ※ ⁵	—	—	—	—
	50mm	サドル付分水栓	サドル付分水栓	不断水割T字管	チーズ※ ⁵	不断水割T字管	不断水割T字管	—	—
	75mm以上	サドル付分水栓	サドル付分水栓	サドル付分水栓	サドル付分水栓	サドル付分水栓	不断水割T字管 サドル付分水栓	不断水割T字管	不断水割T字管※ ¹⁰
鋼管※ ³	25mm・30mm	チーズ※ ⁶	チーズ※ ⁶	チーズ※ ⁶	—	—	—	—	—
	40mm	サドル付分水栓	サドル付分水栓	チーズ※ ⁶	チーズ※ ⁶	—	—	—	—
	50mm	サドル付分水栓	サドル付分水栓	不断水割T字管	チーズ※ ⁶	不断水割T字管	不断水割T字管	—	—
	75mm以上	サドル付分水栓	サドル付分水栓	サドル付分水栓	サドル付分水栓	サドル付分水栓	不断水割T字管 サドル付分水栓	不断水割T字管	不断水割T字管
石綿セメント管	75mm以上	サドル付分水栓	サドル付分水栓	不断水割T字管	不断水割T字管	不断水割T字管	不断水割T字管 サドル付分水栓	不断水割T字管	不断水割T字管

※ 注) 1～3 は管種、注) 4～7 はチーズ及び不断水T字管の種類、注) 8) は使用の限定を記載

3 給水装置工事施工基準の概要



直結直圧方式

- 直結直圧方式に該当する場合は次表とし、事前協議を省略できるものとする。

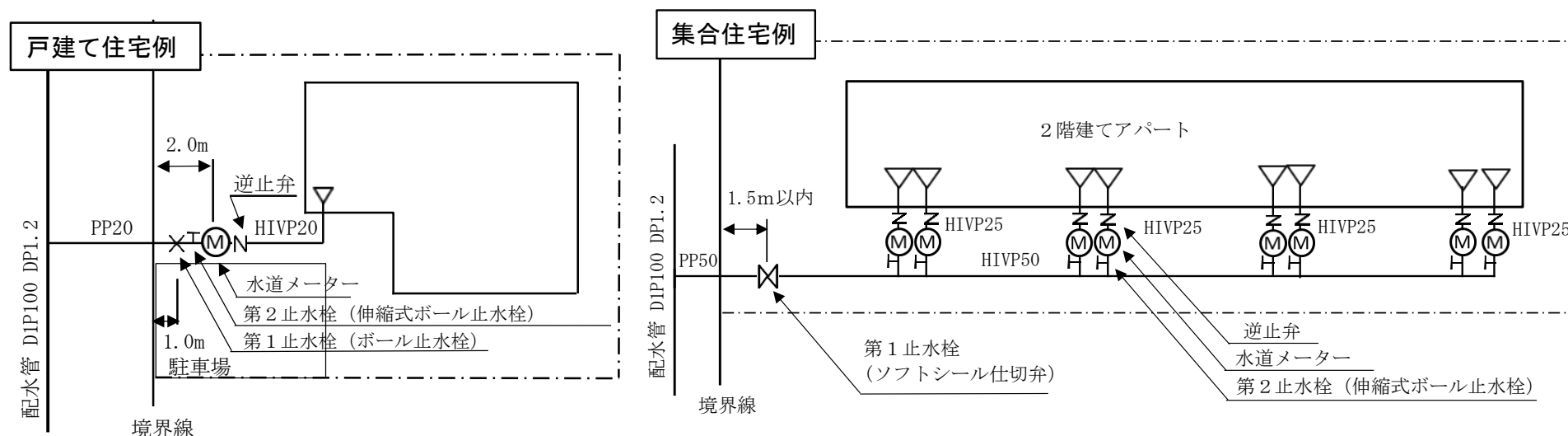
最小動水圧※	直結直圧方式とする場合
0.245MPa(2.5Kg/cm ²) ～0.294MPa(3.0Kg/cm ²)未満	①3階以下であること。 ②3階部分に設置する給水栓の高さが道路面(GL)から10m以下であること。 ③分岐口径がφ75mm以下であること。 ④分岐となる配水管の口径が分岐口径より1口径以上差があること。 ⑤メーター口径が20mm以上であること。 ⑥次の項目のいずれかに該当する場合 ア 一戸建住宅 イ 店舗付住宅 ウ 店舗 エ 事務所 オ 集合(共同)住宅 カ その他3階直結式給水をするのが適当と認めた建物
0.294MPa(3.0Kg/cm ²)以上	①4階以下であること。 ②4階部分に設置する給水栓の高さが道路面(GL)から13m以下であること。 ③分岐口径がφ75mm以下であること。 ④分岐となる配水管の口径が分岐口径より1口径以上差があること。 ⑤メーター口径が20mm以上であること。 ⑥次の項目のいずれかに該当する場合 ア 一戸建住宅 イ 店舗付住宅 ウ 店舗 エ 事務所 オ 集合(共同)住宅 カ その他4階直結式給水をするのが適当と認めた建物

※申請地の最小動水圧については、各事務所に確認

3 給水装置工事施工基準の概要



止水栓とメーターの設置位置



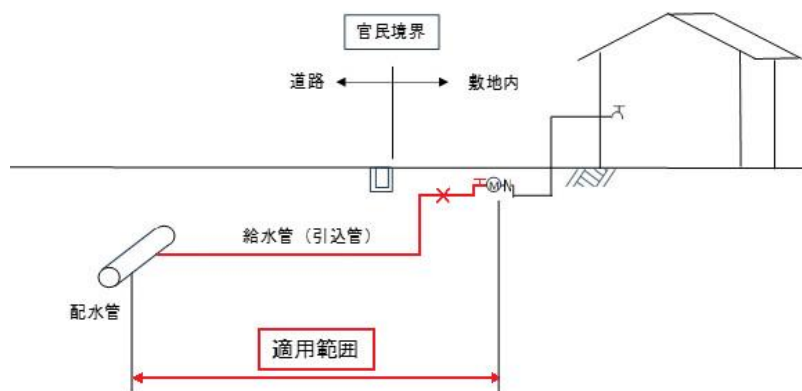
- 止水栓及びメーターの設置位置
宅地内に設置する第1止水栓の位置は、道路境界線から口径40mm以下は1.0m以内、50mm以上は1.5m以内に設置
- メーターの設置位置は、口径40mm以下は道路境界線から2.0m以内、50mm以上は第1止水栓から2.0m以内に設置

3 給水装置工事施工基準の概要



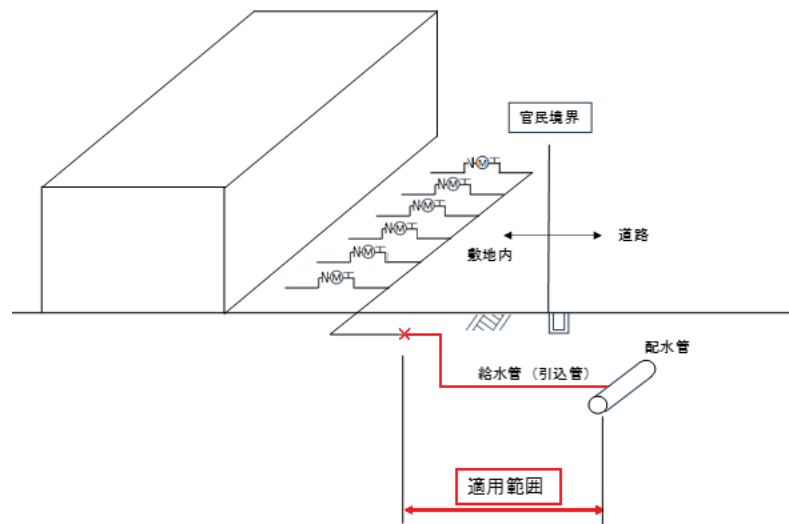
(1)指定材料の適用範囲

【1戸建てなどの場合】



(配水管等分岐部からメーターまで。
止水栓筐及びメーターボックスも含む。)

【集合住宅の場合】



(配水管等分岐部から第1止水栓、または官民境界から1.0mまで。
ただし、第2止水栓及びメーターボックスは指定)

※「貯水槽式給水」「直結増圧式給水」は、集合住宅と同様の取扱い

(2)従前の指定材料の使用期限

これまで使用していた指定材料（止水栓やメーターボックス）は、
令和11年3月31日まで使用可能とする。（3年間は使用できます。）

3 給水装置工事施工基準の概要



(3)指定材料(給水管・継手)

口径	給水管	継手
20mm	・水道用ポリエチレン1種二層管 (黒ポリ管)	・金属継手※1 (WSA規格を推奨)
25mm		
30mm		
40mm		
50mm	・水道用ポリエチレン1種二層管	・金属継手※1 (WSA規格を推奨) ・メカ継手※2
	・水道配水用ポリエチレン管	・EF継手・メカ継手※2
75mm以上	・ダクタイル鋳鉄管	・GX形 ・メカ継手※2 ・特殊押輪※2
	・水道配水用ポリエチレン管	・EF継手 ・メカ継手※2

※1：コア打込み型及びコア打込み型と同等の対引抜性強度を有するコア一体型

※2：耐震性能を有するもの



(3)指定材料(止水栓)

【第1止水栓】

口径	仕様
13mm	・ボール式 ・内ねじ ・原則、蝶型(従前の指定ハンドルも使用可) ・ロングスピンドル(道路上に設置する場合) ※40mmはゲート式(青銅製)、丸ハンドルも使用可能
20mm	
25mm	
30mm	
40mm※	
50mm	・ソフトシール仕切弁
75mm以上	

【第2止水栓(メーター止水栓)】

口径	仕様	
13mm	・ボール式 ・伸縮付 ・外ねじ ・蝶型 (30～40mmは丸ハンドル)	※必要に応じて、 閉開栓防止機能付きも使用可
20mm		
25mm		
30mm		
40mm		
50mm※	・ソフトシール仕切弁 ※メーターボックス内に設置する場合は、片フランジ青銅製を使用	
75mm以上		

○メーターの下流側に逆止弁を設置 メーターユニットも使用可能

3 給水装置工事施工基準の概要



(3)指定材料(止水栓【仕切弁】筐)

口径	仕様			
	宅地内 (車両等の荷重の影響を受けない)	道路内(歩道)及び車両等の 荷重の影響を受ける宅地	道路内(車道)	
13mm	樹脂製、100型	鋳鉄製または 積み上げレジンコンクリート・鋳鉄製蓋、100型	鋳鉄製の仕切弁 (円形1号 250型T-25 レジンコンクリート枠)	
20mm				
25mm				
30mm	樹脂製、125型	鋳鉄製または 積み上げレジンコンクリート・鋳鉄製蓋、125型		
40mm				
50mm以上	鋳鉄製の仕切弁筐			

3 給水装置工事施工基準の概要



(3)指定材料(第2止水栓に設置する止水栓【仕切弁】筐)

口径	仕様	
13mm	・樹脂製 ただし、車両が載る可能性がある場合は鋳鉄製を使用可 ・鋳鉄製(40mm)を使用する場合は小窓付蓋	【蓋】 ・水道メーターの表示 ・団章の表示 ・金属探知機が反応するもの ・必要に応じて防寒蓋も使用可 ・蓋(樹脂製)の色は指定しない。
20mm		
25mm		
30mm		
40mm		
50mm以上※	・鋳鉄製蓋、小窓付き蓋 ただし、車両が載る可能性がない場合は樹脂製も使用可 ・コンクリート製の築造も使用可能 (詳細は各事務所に協議) ※50mm以上のソフトシール仕切弁をメーターボックス外に設置する場合は、鋳鉄製の仕切弁筐を設置可	

- メーターユニットも使用可能とする。
- メーター逆止弁を使用する場合は、メーターボックス内に配置できるよう適切なサイズを選定する。
- 集合住宅のパイプシャフトに設置する場合メーターユニットを使用（メーターの下流側に逆止弁を設置）

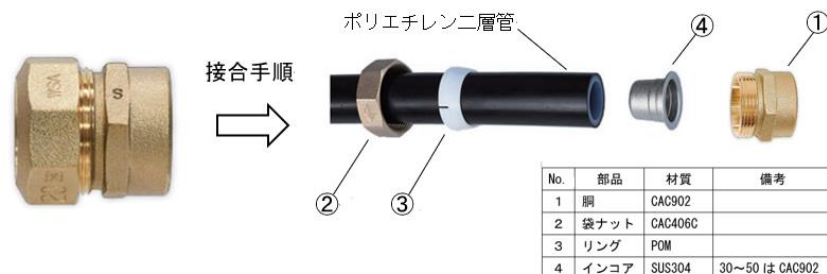
3 給水装置工事施工基準の概要



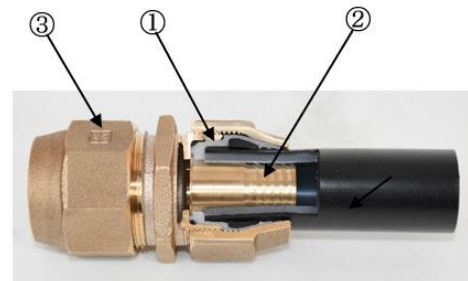
(5) 第V章 給水装置工事の施工

- 給水装置工事の「施工一般」、「分岐工事」、「配管工事」、「止水栓の取付け」、「メーターの取付け」、「給水管の明示」に関する説明。
- 特に指定材料及び指定工法について、サドル付分水栓の施工及び密着コアの取付け、分岐部の撤去方法を説明。

ポリエチレン管用金属継手（コア打込み型）



ポリエチレン管用金属継手（コア一体型）



番号	部材名
1	リング
2	インコア
3	袋ナット

第1止水栓 ～40mm（道路上）
ボール止水栓（蝶ハンドル
内ねじロング
スピンドル）



第1止水栓 ～40mm（敷地内）
ボール止水栓（蝶ハンドル内ねじ）, PP金属継手
（おねじソケット）, PP二層管



第2止水栓 ～40mm（メーターボックス内）
伸縮式ボール止水栓（蝶ハンドル外ねじ）



3 給水装置工事施工基準の概要



(6) 第VI章 図面作成

- 図面の種類、作図の条件、表示記号を定め、標準図を参考に設計図及び完成図を作成

作図の条件（色及び線種）

管の種別	色及び線種	管の種別	色及び線種
新設給水管	赤色太実線	新設井水管	緑色実線
新設給湯管	紫色（青色）太実線	既設井水管	緑色破線
既設給水管	黒色実線	配水管	黒色実線
既設給湯管	黒色実線	撤去給水管	黒色実線（斜線入り）

弁栓類その他の表示記号（抜粋）

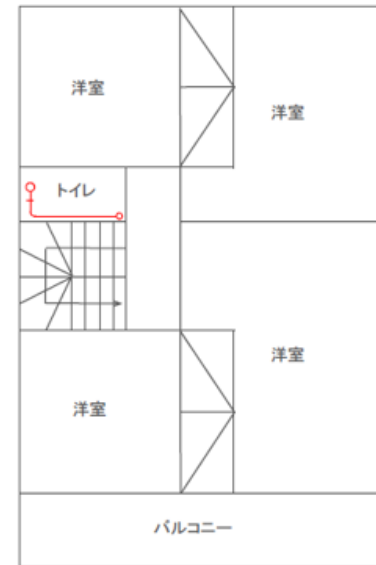
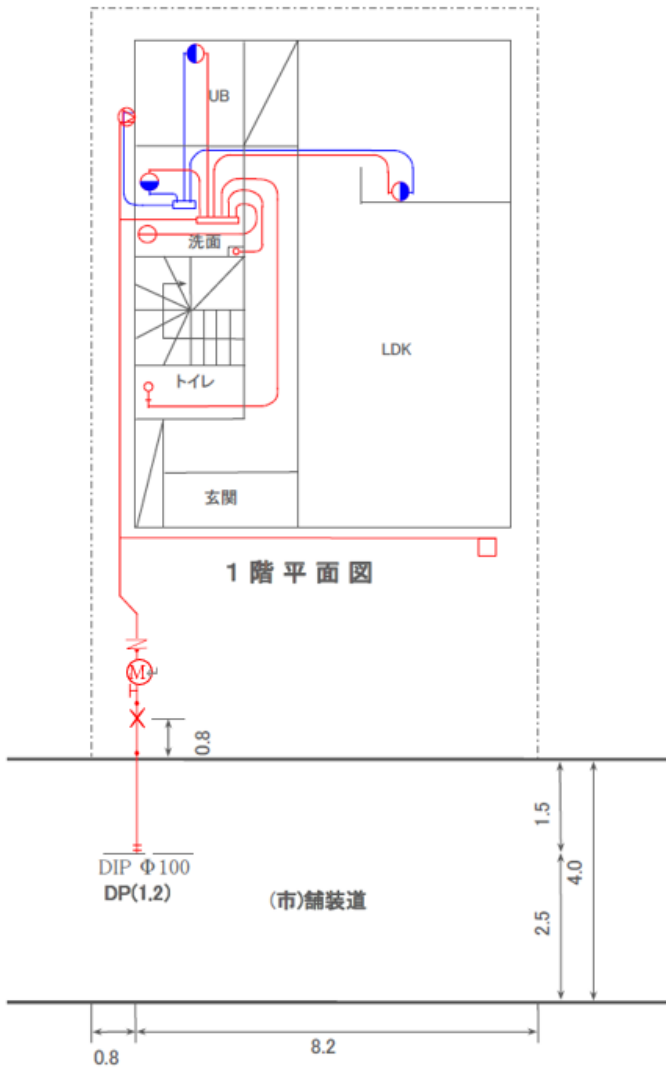
品名	平面シンボル	品名	平面シンボル
メーター	—  —	水栓（横等）	—  —
仕切弁	—  —	混合水栓	—  —
止水栓	—  —	水栓柱	—  —
伸縮止水栓	—  —	ボールタップ	—  —

- 作図に際しては、第II章「給水装置の構造及び材質」に従い、第3号様式「使用材料基準適合確認書」に記載の使用材料の規格又は認証番号を明記

3 給水装置工事施工基準の概要



平面図例



3 給水装置工事施工基準の概要



(7) 第七章 設計審査及び工事検査

- 設計審査の受付、設計審査の内容、指定事業者の自主検査、工事検査の実施に従い、審査及び検査を実施
- 検査及び分岐、撤去については、立会の申込みを事務所窓口で行う。
(立会については、各事務所の指示に従う)
- 耐圧試験 耐圧試験の試験水圧及び保持時間は、次表のとおりとする。

分岐部 (サドル分水栓・不断水割丁字管・EFサドル)	分岐部から水道メーターまで	第2止水栓から下流部
・サドル分水栓・不断水割丁字管:0.75MPa 1分間 (※EFサドルの場合、最大1.75MPaまで)	0.75MPa 1分間	1.75MPa 1分間

(8) 第八章 維持管理

- 漏水の点検、給水用具の故障と修理、異常現象と対策、事故原因と対策について明記

3 給水装置工事施工基準の概要



(9) 第IX章 参考

○ 水道メーター口径別使用流量基準（参考）、流量計算、申請関係様式、関係法令を記載。

【申請関係様式】

- | | |
|----------------------------|--------------------------------------|
| ① 給水装置工事申込書 | ⑬ 直結増圧式給水装置に関する承諾書（新設・既設） |
| ② 給水装置工事施行に係る利害関係人の同意書・誓約書 | ⑭ 貯水槽水道（新設・変更・撤去）届 |
| ③ 仕様材料基準適合確認書 | ⑮ 給水装置検査申請書 |
| ④ 設計図 | ⑯ 給水装置工事検査確認表 |
| ⑤ 完成図 | ⑰ 給水装置工事完成届 |
| ⑥ 給水装置工事申請書類チェックリスト | ⑱ 給水装置工事取消届・給水装置工事設計変更届 |
| ⑦ 三階以上建物直結直圧式給水事前協議申請書 | ⑲ 給水装置所有者変更届 |
| ⑧ 三階以上建物直結直圧式給水調査報告書 | ⑳ 給水装置代理人・管理人（選定・変更）届 |
| ⑨ 直結増圧式給水事前申請書 | ㉑ 自己認証品使用報告書 |
| ⑩ 直結増圧式給水調査報告書 | ㉒ 給水装置への切替替えに伴う調査報告書
（受水槽以下設備等使用） |
| ⑪ 直結増圧式給水装置設置申請書 | ㉓ 活水器等設置申請書 |
| ⑫ 直結増圧式給水装置調書 | |

3 給水装置工事施工基準の概要



① 給水装置工事申込書

施工基準第1号様式

給水装置工事申込書

広島県水道広域連合企業団
企業長 様

申込者（給水装置所有者）
住 所 〒
(フリガナ)
氏 名 ⑤
(電話)

私は、「広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例」及びその他企業長が定める規程に準拠し、給水装置工事を申し込みます。また、下記の指定給水装置工事事業者により必要な手続き及び施工を委任します。なお、この工事に対する利害関係人の同意は、既に申込者が得ていますが、万一、利害関係人その他の者から異議があった場合及び本給水装置に起因とした問題が生じた場合は、申込者及び委任者の責任において解決し、企業団に一切迷惑をかけません。

指定給水装置工事事業者	住 所	(指定番号) 第 号
	事業者名及び代表者名 (電話)	
	給水装置工事主任技術者名	(交付番号) 第 号
工事場所		
工事種別	☐ 新設 ☐ 改造 ☐ 修繕 ☐ 撤去	
給水方式	☐ 直結直圧式 ☐ 直結増圧式 ☐ 貯水槽式 ☐ 併用式 ()	
建物概要	階 層	階 (地上 階 地下 階)
	用 途	☐ 戸建住宅 ☐ 共同住宅 ☐ 店舗 ☐ 工場 ☐ その他 ()
同意承諾関係	利害関係人同意書 (家屋、土地、給水装置) ☐ 有 ☐ 無 / 誓約書 ☐ 有	
完工予定日	令和 年 月 日	
[摘要]		

設計審査日 (受付日)	年 月 日	手数料	金額	領収
審査承認日	年 月 日	設計審査手数料		
検査日 (受付日)	年 月 日	工事検査手数料		
検査日 (完了日)	年 月 日	加入金	金額	領収
メーター口径	mm 個 mm 個	新設		
	mm 個 mm 個	口径の増加		

② 給水装置工事施行に係る利害関係人の同意書・誓約書

施工基準第2号様式

給水装置工事施行に係る利害関係人の同意書 (直筆)

家屋所有者	住 所	
	氏 名	⑤
☒ 給水装置工事申込者から、同意の依頼を受けました給水装置工事について、同意します。		

土地の所有者	住 所	
	氏 名	⑤
☒ 給水装置工事申込者から、同意の依頼を受けました給水装置工事について、同意します。		

給水装置所有者	住 所	
	氏 名	⑤
☒ 給水装置工事申込者から、同意の依頼を受けました給水装置工事について、同意します。 ☒ 当該同意後、自らの給水装置の出水量に影響することがあっても異議申し立てはしません。		

	住 所	
	氏 名	⑤
☒ 給水装置工事申込者から、同意の依頼を受けました給水装置工事について、同意します。		

誓 約 書

1 給水装置の維持管理には十分留意し、漏水等による修繕及び損害は申込者において責任をもって負担します。

2 利害関係についての責任は申込者にあり、問題が生じても当事者間で解決し、広島県水道広域連合企業団に一切の迷惑をおかけしません。

年 月 日

広島県水道広域連合企業団
企業長 様

申 込 者
(給水装置所有者) 住 所
フリガナ
氏 名
(電話) ⑤

※同意書及び誓約書は、各所有者の住所氏名を記入してください。
 ※利害関係人の同意について、各所有者が複数の場合は、空欄の使用又は別に作成した同意書を添付してください。

⑥「給水装置工事申請書類チェックリスト」

施工基準第6号様式

「給水装置工事申請書類チェックリスト」

項目	内容	事業者	企業団 確認欄
申請図書類	指定様式で提出されているか	☐	☐
	「給水装置工事申込書」に必要な事項が記載されているか	☐	☐
	特に、主任技術者名、工事種別、完工予定日が記載されているか	☐	☐
	当該工事に必要な「同意書・誓約書」などは、提出されているか	☐	☐
	「使用材料基準適合確認書」は、提出されているか	☐	☐
	設計図には、位置図、平面図、立面図等が記載されているか	☐	☐
	三階建て直結方式、増圧給水方式の場合、回答書が添付されているか	☐	☐
	増圧給水方式の場合、増圧給水に必要な書類は、提出されているか	☐	☐
	貯水槽方式の場合、必要な書類は、提出されているか	☐	☐
	道路占用及び河川占用が必要な場合、必要図書は提出されているか	☐	☐
設計図（申請図）	施工基準の作図に従い、既設管は黒、新設管は赤で記載されているか	☐	☐
	施工基準の作図に従い、管種、口径が記載されているか	☐	☐
	施工基準の作図に従い、給水用具等の記号で記載されているか	☐	☐
	給湯器等の特殊器具には、機種名及び認証番号等が記入されているか	☐	☐
	第1止水栓の位置は、適切か（官民境界から離れていない）	☐	☐
	メーターの位置は、適切か（官民境界から離れておらず検針可能場所）	☐	☐

分岐部からメーターまでの間

指定材料等	給水管及び給水用具は、指定された材料が使用されているか	☐	☐
	分岐方法及び埋設位置、深さ等は、指定された工法となっているか	☐	☐
	第1止水栓の位置及びメーターの位置は、施工基準を遵守しているか	☐	☐

構造と材質の基準

基準適合	使用する給水管、継手、バルブ、水栓は、JISやJWWA規格等団体規格、第三者認証、自己認証の製品であるか「使用材料基準適合確認書」に記載	☐	☐
	特殊器具等は、「使用材料基準適合確認書」に記載するとともに、図面に器具番号及び認証番号等を記載しているか	☐	☐

※該当するものには☑を記入すること。

上記の申請図書類及び設計図については、申請受付時に確認を行い、指定材料等及び基準適合については、「施工基準第Ⅶ章1設計審査」に基づき確認、審査する。

指定給水装置工事事業者

事業者名 : _____

主任技術者 : _____

連絡先(TEL) : _____

3 給水装置工事施工基準の概要



⑦ 三階以上建物 直結直圧式給水事前協議申請書

施工基準第7号様式
年 月 日

三階以上建物直結直圧式給水事前協議申請書

広島県水道広域連合企業団
企業長 様

申請者 住所
氏名
連絡先 (TEL)

担当者 社名
担当者氏名
連絡先 (TEL)

次の建物に直圧給水をしたいので、事前協議を申請します。

建物名称			
建築場所			
事業目的	☐ マンション ☐ アパート ☐ 店舗 ☐ 事務所 ☐ 雑居ビル ☐ その他 ()		
建築階高	☐ 新築 地上 階 地下 階 ☐ 既設 地上 階 地下 階		
給水戸数	給水戸数	戸数	戸
	給水人数	給水人数	人
使用水量	一日最大使用水量 $\text{m}^3/\text{日}$ 瞬時最大流量 $\text{m}^3/\text{時}$		
分岐口径	配水管 mm	分岐給水管	mm
方式	☐ 直圧式給水 ☐ 貯水槽併用式給水		
添付書類	案内図、建物立・平面図、給水平面図、給水系統図		
水圧測定値 (参考)	水圧値	MP a	
	測定箇所	☐ 蛇口 ☐ 散水栓 ☐ メーター 道路面からの高さ m	
	測定日時		

※参考とする水圧測定場所は、案内図に示してください。
 ※適用する事項に、☑してください。

⑭ 貯水槽水道（新設・変更・撤去）届

施工基準第14号様式
年 月 日

貯水槽水道（設置・変更・撤去）届

広島県水道広域連合企業団
企業長 様

申請者 住所
氏名
連絡先 (TEL)

建物名称			
建物所在地			
管理者	☐ 自主管理 住所 ☐ 委託管理 氏名又は名称		
建物用途	☐ 共同住宅 () 戸 ☐ 戸建て ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 工場 ☐ ホテル等 ☐ 学校 ☐ 病院等 ☐ 社会福祉施設 ☐ 保健所等 ☐ その他 ()		
	施工年月	年 月	階数
	地上 階	地下 階	直結給
	有・無		
設備	親メーター口径	ϕ mm	取出口口径 ϕ mm
	子メーター [※]	有 (個) ・ 無	
	受水槽	設置場所	屋内・屋外 (階部)
	有効水量	① m^3	② m^3 槽数
高置水槽	設置場所	屋内・屋外 (階部)	材質 FRP・RC・()
	有効水量	① m^3	② m^3 槽数
	設置場所	屋内・屋外 (階部)	材質 FRP・RC・()
	有効水量	① m^3	② m^3 槽数

給水方式	施工前	☐ 受水槽 + 高置水槽 ☐ 直結給水方式 (増圧給水を含む) ☐ 受水槽のみ ☐ その他 () ☐ 増圧ポンプ + 高置水槽
	施工後	☐ 受水槽 + 高置水槽 ☐ 直結給水方式 (3階直圧、階直圧) ☐ 受水槽のみ ☐ 直結増圧給水方式 ☐ 増圧ポンプ + 高置水槽 ☐ その他 ()

□ 設置・□ 変更・□ 廃止	年月日	年 月 日
設置理由	☐ 直結給水が認められない建物 (化学薬品等扱う施設、配水管に影響がある施設) ☐ 設置が適当な建物 (断水の影響が大きい施設、常時一定水圧水量が必要な施設) ☐ 配水能力不足 (配水管の口径が小さい等) ☐ メーター口径が大きい ☐ 貯留機能の確保 (地震等断水対策) ☐ その他 ()	
	☐ 変更理由 ☐ 水槽の数が容量等を変更するため (受水槽+高置水槽 → 増圧ポンプ+高置水槽等)	
	☐ 廃止理由 ☐ 建物の取り壊し・建て替えのため (廃止)	
	☐ 直結給水方式 (増圧給水を含む) に切り替えるため (廃止) ☐ その他 ()	

※子メーターは、公設 (企業団出庫) です。適用する事項に、☑してください。

3 給水装置工事施工基準の概要



⑯ 給水装置工事検査確認表

施工基準第16号様式

交付者

給 水 装 置 工 事 検 査 確 認 表

工事場所		受付年月日		年 月 日	
申込者		受付番号		第 号	
検査（確認）項目		検査（確認）内容		給水装置工事主任技術者【確認欄】	
				目視・写真	聴取
分枝部からメーターまで	分枝部	分水栓が水平に設置され、防食がされていること		☐	☐
		分枝位置が他の給水取出口及び配水管継手等から30cm以上離れていること		☐	☐
		配水管が断熱に分岐されていること（断熱被でないこと）		☐	☐
		使用材料が適正であり、漏水がないよう適正な施工がなされていること		☐	☐
	配水管及び止水栓設置状況	配管継ぎ及び埋設深さなどが適正であり、完成図と相違ないこと		☐	☐
		止水栓を適正な位置に横きなく設置され、完成図と相違ないこと		☐	☐
		止水栓のスピンドルが蓋の中心に設置され、正常に動作すること		☐	☐
		逆取付け、片寄りがなく、水平に取付けられていること		☐	☐
	メーター設置及び配管状況	設置位置が検針や取替えに際し、支障がないこと		☐	☐
		設置されている伸縮止水栓が操作に支障なく、有効な伸縮機能であること		☐	☐
メーター直結方式	直結給水方式	給水管の延長や給水用具等の設置位置が完成図と相違ないこと		☐	☐
		配管及び給水用具は適正に固定され、ウォーターハンマー等が発生しないこと		☐	☐
		配水管の水圧に影響をおよぼすおそれのあるポンプ等に直結されていないこと		☐	☐
		配管の口径・経路・構造等が適正であること		☐	☐
		水質汚染・破壊・侵食・凍結等を防止するための適正な措置がなされていること		☐	☐
		水道以外の配管（井水、受水槽以下設備等）とクロスコンタクトしていないこと		☐	☐
	直結増圧給水方式	配管材料及び給水用具は、性能基準適合品を用い、完成図の記載内容に相違ないこと		☐	☐
		配管材料及び給水用具は、適切に接続、取付けがなされ漏水がないこと		☐	☐
		増圧装置は、「水道用直結増圧ポンプユニット（JWWA B 130）」の基準を満たしたものが設置されていること		☐	☐
		最も近い振動発生・振動源・止水栓等が適正に設置されていること		☐	☐
貯水槽方式	増圧装置の一次側に逆流防止の装置が内蔵されていること		☐	☐	
	止水弁及び止水弁が適正に設置されていること		☐	☐	
	増圧装置の容量・材質等が完成図及び申請書に相違ないこと		☐	☐	
	受水槽は適正に設置され、設置位置が完成図と相違ないこと		☐	☐	
通水確認	各給水用具は、確実にメーターを経由し、吐水量や動作状況が適正であること		☐	☐	
	耐圧試験 所定の水圧による耐圧試験において、漏水や抜け、その他異常がないこと		☐	☐	
水質等確認		残留塩素濃度（0.1mg/l以上）・味・臭気・色などに異常がないこと		☐	☐

【検査所見】

検査年月日 年 月 日

☐ 良好である

☐ 軽微な改善を要するが概ね良好である

☐ 再検査を要する

（再検査予定日 年 月 日）

当該申請物件は、上記確認欄の記載に基づき施工しており、これに相違ないことを誓約いたします。

【指定給水装置工事事業者】

【給水装置工事主任技術者】

交付番号 _____ 号

主任技術者 _____

※ 該当項目に印する。検査立会人【確認欄】の記入に当たり、各検査項目（内容）については、原則として写真・目視をもって確認する。ただし、隠ぺい部や埋設部等確認が困難又は不可能な場合、給水装置工事主任技術者への聴き取り確認をもってこれに代わるものとする。

⑰ 給水装置工事完成届

施工基準第17号様式

年 月 日

給 水 装 置 工 事 完 成 届

広島県水道広域連合企業団
企業長

給水装置工事が完成したので、水道法施行規則第23条第3号に基づき、届出します。

工事場所	
水栓番号	
指定給水装置工事事業者	
主任技術者	印
給水装置所有者	
完成年月日	年 月 日

所長	係長	係員	交付者

年 月 日

3 給水装置工事施工基準の概要



写真管理項目

工事写真管理項目

【共通】

工程・種別	写真管理項目			概要
	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	
道路部	着手前	施工場所（全量）※	着手前	施工箇所毎
	完成後	施工場所（全量）※	完成後	施工箇所毎
	準備工	安全管理 ・工事標示板等 ・交通誘導警備員	※	全量1枚以上
	管工事	被分岐管埋設位置	埋設前後	施工箇所毎
		分岐材料取付工	・土留り ・分岐位置	施工箇所毎
		埋設状況	施工後	施工箇所毎
		穿孔前水圧試験	水圧状況	分岐材料取付後 ・試験開始時 ・試験終了時
		分岐穿孔	施工箇所 ・穿孔後 ・コア挿入前 ・コア挿入状況 ・コア挿入後	・穿孔後、切片が分かるように撮影すること。 ・分岐管のバルブ開閉状況が確認できるように撮影すること。 ・他埋設管の誤穿孔の防止のため、必要に応じて残塩検定を行うこと。※
		管継付工	給水圧力測定 配管状況	分岐穿孔後 ※ 継付完了後
	舗装本復旧	舗装工	仮舗装状況	※ 仮舗装完了時
			本舗装状況	※ 本舗装完了時
			区画線標示	※ 完了後 ・仮復旧 ・本復旧
敷地内	完成後	施工場所（全量）	完成後	1枚以上
	水圧試験	管路水圧試験	水圧状況 ・試験開始時 ・試験終了時	試験実施箇所毎

【条件】

工程・種別	写真管理項目			概要
	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	
道路部	管工事	伏設配管	取付状況	※ 施工後
			1枚	水路の下に配管する場合（伏設配管箇所は全箇所） 伏設箇所における給水管の深さがわかるようにスタッフをあて撮影する。また、他の埋設物と離隔（30cm以上）が分かるようにスタッフをあて撮影する。
	管防護	施工箇所	※	施工後
			1枚以上	給水管にさや管等を施す場合 モルタル充填を行う場合 防護コンクリートを打設した場合
敷地内	管工事	既設管接続	取付状況	施工後
		管防護	施工箇所	施工後

【撤去時】

工程・種別	写真管理項目			概要
	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	
道路部	撤去工	分岐止め等	施工箇所（分岐部）※	施工後
		既設管撤去	・施工箇所（撤去後） ・撤去した給水管	※ 撤去前 ※ 撤去後
敷地内	撤去工	既設管撤去	施工箇所（撤去後）	撤去後

※：各事務所の指示による

4 手数料について

4 手数料について

(1 件あたり)



給水装置工事に係る手数料(設計審査・工事検査)

口径※	手数料	
	設計審査	工事検査
13mm～25mm	2,250円	2,250円
30mm～40mm	4,500円	4,500円
50mm～	6,750円	6,750円

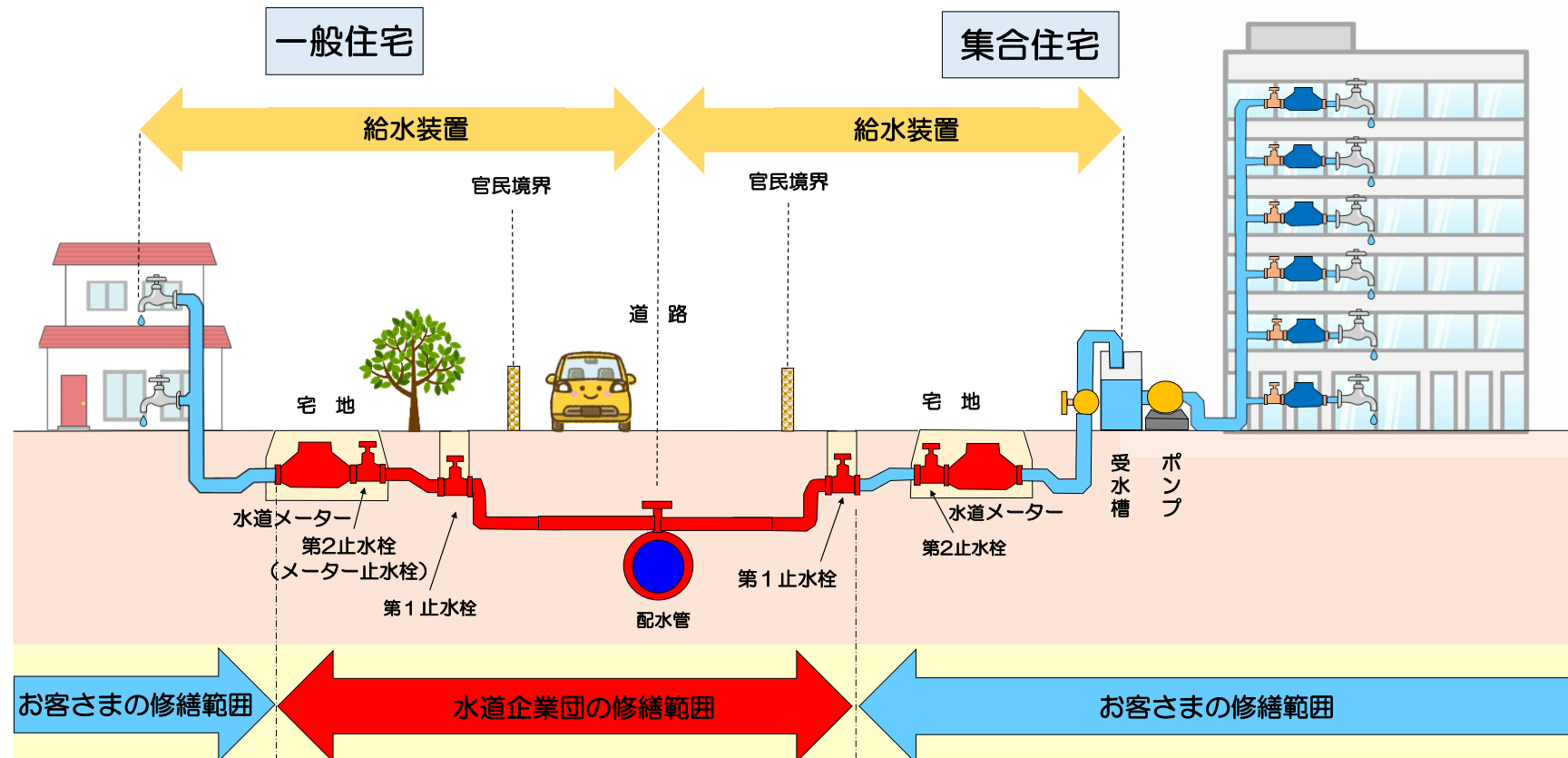
※ 口径：給水装置の給水管の最大口径とする。

5 修繕区分について

5 修繕区分について



漏水修理の費用負担範囲



- 官公庁、公社、公団、学校等の公共建築物及びメーターの口径が50mm以上の給水装置は除く
- 門、柵、堀、植木等の障害物の撤去及び復旧が必要となる場合や石垣、擁壁法面、構造物等の取り壊し及び復旧が必要となる場合は、申込者が費用を負担
- 宅地内の芝生、コンクリート、タイル、石張り、アスファルト舗装等は、申込者が費用を負担

6 その他

連絡事項

- 給水装置工事に関する資料については、
水道企業団のホームページに掲載しています。
- 広島県水道広域連合企業団
(<https://www.union.hiroshima-water.lg.jp/>)

7 質疑応答

〈問合せ窓口〉

ご不明な点などございましたら、次の連絡先にお問合せ願います。

連絡先

広島県水道広域連合企業団 業務課 営業グループ

電話 : 050-3785-2850

E-mail : gyomu@union.hiroshima-water.lg.jp

終了

ご清聴ありがとうございました